

Title	1276年龍門禹王廟パスパ字令旨碑を読む : ニコラス・ポッペ訳註の書評を兼ねて
Author(s)	亦隣真; 加藤, 雄三
Citation	内陸アジア言語の研究. 2001, 16, p. 133-154
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/15821
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

1276年龍門禹王廟パスパ字令旨碑を読む —— ニコラス・ポッペ訳注の書評を兼ねて ——

イ リン チン
亦 隣 真
加藤雄三(訳)

1276年龍門禹王廟令旨碑はクビライ第三子安西王マンガラの寺院保護の令旨を載せた石刻であり、碑は陝西省韓城県にある。碑面第一截には楷書体のパスパ字23行が刻まれ、第二截には楷書の漢字訳文が刻まれる。これは元代パスパ字碑銘の内、最も早い時期のものの一つであり、多くの同類の碑刻と同様、重要なパスパ字資料である。パスパ字研究者、中古モンゴル語研究者及び元代モンゴルそして元代社会の研究者にとっても、それらは皆第一級の珍品であり、自ずと彼らの興味を引き起こした。1908年、フランス人学者シャヴァンヌは碑文の写真を漢碑のフランス語訳と共に *T'oung Pao* 誌上に発表した⁽¹⁾。前人でこの碑文を読訳したのは一人だけではない。うち訳注が最も「詳細」なのは、恐らくニコラス・ポッペであろう。ポッペは彼の『パスパ字』⁽²⁾において、23行のパスパ字の為に冗長で煩瑣な注釈を行い、図版・転写・発音・ロシア語訳と注釈の文字を加えれば、それは28頁にも亘っている⁽³⁾。しかし、先方は専ら「モンゴル学」を以て生活を営む現ワシントン大学教授であるが、ある人達が思っているような淵博精深な人物ではなく、人々が糾正せねばならぬ多くの誤謬を残した。

ここで我々は更めてパスパ字碑全文を転写すると共に、原碑の漢字に標点

※ 訳文中で翻訳者が補った部分は【 】内に入れて表示した。

- (1) E. Chavannes. *Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole. Seconde série. T'oung Pao, ser. II, vol. IX, 1908, planche 19, pp. 376-381.*
- (2) Н. Н. Поппе. *Квадратная Письменность*, М.-Л., Изд. АН СССР, 1931, 168 p. (以下【パスパ字】と称す)
- (3) 【パスパ字】pp. 58-61, 92-115.

を加え、転写文の後に付した。本稿の転写記号にはポツペの記号と異なる箇所があり、いささか説明が求められるであろう。ポツペは二種類の記号を用いている：転写記号 (transliteration) と発音記号 (transcription) であるが、実際その両者の間にはさして大きな差異はない。記号は相互に重複して、体系が錯雑であるだけでなく、利用してみるとなお多くの不便な箇所がある。たとえ少しばかり副次的な問題を脇に置いて論じないとしても、ポツペの記号における最大の弱点は、恐らく漢字文を転写する時にあまりに骨が折れることであろう⁽⁵⁾。パスパ字の特徴は正に蒙漢両語を共に表記できるという点にあり、それが描写した元代漢音は、もし中古の水準を念頭に置いて評価すれば、その精確さは人を驚かせる程であると言ってもいい。よって、本稿がポツペの二種類の記号を兼用する選択肢はない。

本稿が用いる転写記号は蒙漢両語に兼用するものであり、一個の記号で一個のパスパ字字母を表記し、字形と字音に同時に注意し、忠実に字形を標記することを求めただけでなく、また規則性があるように正確に字音を標記することを求めた。下記は、パスパ字字母・ポツペの転写記号 (PI) ・発音記号 (PII) と本稿が用いる記号の対照表である。

説明しなければならぬのは：

一、パスパ字はチベット字の綴字規則に従っており、凡そ子音は音節の始めにあるか自ら音節を成す時、全て自ずと母音 [a] を帯し、ただチベット字を転写する時のみ例外がある。本稿もこの規則を適用し、記号を用いて上述の場合の [a] の音素を標示した。འུ་ལུ་について、ポツペは転写記号にローマ字の大文字を用いている。本稿が用いる記号は、凡そ [o, u, é, i] が語頭にあれ

-
- (4) 例えば、ポツペの転写記号には一貫した表記原則が全くない：母音字母 འུ を ['] と書いているが、しかし、各子音字は [ka, qa, ba, pa …] と書き、根拠なく記号 [a] が多出している。表記専用の記号が有るといっても、表音形式は混乱し、不明確である。
- (5) ポツペの記号 [v, y, ʎ, j] は全て漢字を転写するのに相応しくない。例えば“廟”を [mév] とするが、漢音には無いものである。[y] を以て伝統的な [j] に代替させるのは、ことに唐突の嫌いがある。[j] を以て [dz] に代えるのなどは、粗笨というに近い。

母音と半母音

子音

字母	本稿	PI	PII	字母	本稿	PI,II	字母	本稿	PI,II
語頭	語中末	語頭	語中末						
ᄀ	a	'	a	ᄁ	p	p	ᄂ	č	č
ᄃ	o	o	o	ᄄ	b	b	ᄅ	č'	č'
ᄆ	u	u	u	ᄇ	w	v	ᄈ	š	š
ᄉ	e	e	e	ᄊ	m	m	ᄋ	š'	š'
ᄌ	é	É	é	ᄍ	t	t	ᄎ	ž	ž
ᄏ	eo	'eo	eo	ᄐ	t'	t'	ᄑ	j	y
ᄒ	eu	'eu	eu	ᄓ	d	d	ᄔ	k	k
ᄕ	i	i	i	ᄌ	n	n	ᄕ	k'	k'
ᄎ	ü	'ü	ü	ᄍ	r	r	ᄆ	g	g
ᄏ	i	y	y	ᄎ	l	l	ᄇ	q	q
				ᄏ	c	c	ᄈ	ŋ	ŋ
				ᄐ	c'	c'	ᄉ	.	.
				ᄑ	ʒ	j	ᄊ	h	h
				ᄒ	s	s	ᄋ	ɣ	ɣ
				ᄓ	z	z	ᄌ	f	hʏ

ば、皆自動的に **ᄃᄆᄉᄌ** 四種の表記形式を表す。

二、**ᄃ**と**ᄆ**をポツベは [é, e] としているが (人によっては逆に [e, é] とする)、この種の書き方ではパスパ字の音価を明確に標示することが出来ない。本稿は **ᄃ**を [é] として、舌高が次高から半高の範囲にある前舌平唇母音を表し、**ᄆ**を [e] として、舌高が次高から中間の範囲にある前舌平唇母音を表す。

三、パスパ字中、例えば [q·an] (皇帝)・[g·en] (言う、とする) のように、一種の摩擦音 (喉塞音) を挟み持つ長母音がある。これらの字をポツベは転写記号では [q·an] [g·en] とし、発音記号では [qa·an] [ge·en] とする。本稿は [q·an]

[g·en]という表記形式を用いて、摩擦音を持つ長母音を表示する。

本稿では碑文を転写する時、漢語の傍訳を付した。傍訳中、元代の固有名詞・術語はそのままにした；一般の語句は語意を明確にするために、現代漢語を用いた。傍訳文には標点を加え、モンゴル語原文の句読点とした。この他、小文字の略語を用いて標示する必要のある文法形式を標記した。それらの略語は次の通り：

複：複数。属：属格。寓：位格。与：与格。賓：对格。造：造格。奪：奪格。

過：過去時制。大過：大過去時制。現：現在時制。未：未来時制。

一：一人称。三：三人称。令：命令・希望形。被：受動態。

分：靜動詞（形動詞，分詞）。聯付動：並列の副動詞。接付動：結合の副動詞。条付動：仮定の副動詞。物小：人称所有語尾。

パスパ字転写及び漢語傍訳

(1) [moŋ-k'a] déŋ-ri-jin k'u-č'un-dur

長生 天 属 氣力 寓，
とこしえの 天の 力において

(2) q·a-nu su-dur

皇帝 属 福 屬，
皇帝の威福にて

(3) [ɣ]oŋ-ʒhi ·an-si-qaŋ eu-ge ma-nu č'e-ri-·u-dun no-jad-da č'é-rig

皇子 安西王 令旨 一複物小： 軍 複属 官人 複与， 軍
皇子 安西王 令旨 一われらの。 諸軍の 官人達に 軍

ha-ra-na ba-la-qa-dun

人 与， 州城 複属，
人達に 諸州城の

(4) šil-d-[e]-dun da-ru-qas-da no-jad-da jor-č'i-qun ja-bu-qun

県鎮 複属 達魯花赤 複与・ 官人 複与, 往来 未分複 行走 未分複

県鎮の ダルガチ達に 官人達に 行くところの 往くところの

él-č'i-ne d-ul-qa-qué

使臣 複与 宣諭 未分

使臣達に 宣諭するところの

(5) bi-č'ig

令旨.

令旨.

(6) žiq-gis qa-nu ba q-a-nu ba žar-liq-dur do-jid ér-k'e-ud

成吉思 汗 属 也, 合罕皇帝 属 也 聖旨 属, 和尚 複・ 也里可温 複・

チングスカンの亦カアンの亦 聖旨において, 和尚達エルケウン達

sén-šhi-ŋud daš-mad

先生 複・ 達士蛮 複

先生達 ダシユマン達は,

(7) c'a[ŋ t'am-qa-da-]č'a bu-ši a-li-ba al-ba qub-č'i-ri eu-lu eu-žen

倉・ 探合 等 非 任何 差發 (實)・ 科斂 (實) 不 担当 接付動

倉 タムガより ほかあらゆる差發を 科斂を 担当せず,

(8) [dén-]ri-ji žal-ba-ri-žu hi-ru-er eo-gun a-t'u-qaji g-ek'-deg-sed a-žu-

天 實 祈 禱 聯付動 祝福 (實) 給 接付動 在 三令 以為 被過分複 有

天を 祈り 祝福を 与え在れかしと仰られたのであった.

(9) -ué é-du-·e ber beo-·e-su u-ri-da-nu

大通. 如今 也 有 条付動, 先前 属

今 亦 であれば 先の

(10) žar-li-qun jo-su-·ar c'aŋ t'am-qa-da-č'a bu-ši a-li-ba al-ba qub-č'i-ri

聖旨 属 体例 造 倉 探合 等 非 任何 差發 (實) 科斂 (實)

聖旨の体例通りに 倉 タムガより ほかあらゆる差發を科斂を

eu-lu eu-

不担

担当せず、

(11) ʒen déŋ-ri-ji ʒal-ba-ri-ʒu hi-ru-er eo-gun a-t'u-qaji g-en piŋ-jaŋ-fu-

当_{接付動}，天_賓 祈祷_{聯付動} 祝福_(賓) 給_{接付動} 在_{三令} 以為_{接付動} 平陽府

天を 祈り 祝福を 与え 在れかしと仰られて，平陽府

(12) -d[ur bu-]gun jéw-[mév] yiw-t'u-mév jeu-ŋaŋ-mév-dur a-gun

寓 有_{現分複} 堯 廟・后土廟・禹王廟 寓 在_{現分複}

に在るところの 堯廟・后土廟・禹王廟において居るところの

gian ʒin-ʒi-nu

姜 真人 寓

姜 真人の

(13) o-ro-na duŋ ʒin-ʒi-ni sén-ʂhi-ŋu-di eo-t'eo-gu-le-ʒu hi-ru-er eo-

位置_寓 董 真人_賓 先生_{複賓} 為首_{聯付動} 祝福_(賓) 給

位置において董真人を 先生達を 長として 祝福を 与え

(14) -gun at'u-qaji g-en ba-ri-ʒu ja-bu-aji

接付動 在三令 以為_{接付動}，持有_{聯付動} 行走_{現分}

在れかしと仰られて，持って 行くところの

(15) bi-č'ig eog-beé é-de-nu ɣen-dur gé-jid-dur a-nu

令旨_(賓) 給_過，這_{複屬} 觀_寓 房舍_寓 三複物小

令旨を 与えた。これらの宮觀において家々において_{彼らの}

él-č'in bu ba-u-t'u-

使臣_複 勿 駐下_{三令}。

使臣達は _{するな} 泊まるように、

(16) -qaji u-l-a ši-u-su bu ba-ri-t'u-qaji qa-ʒar usu

鋪馬_(賓) 祇応_(賓) 勿 索取_{三令}。土地_(賓)・水_(賓)。

鋪馬を祇応を _{するな} 求め取るように，土地を 水を

ja-u k'e a-nu bu-li-žu

甚麼(賓)・誰(賓) 三複物小 奪取 聯付動

どんなものを誰を←彼らの 奪い

(17) t'a-t'a-žu bu ab-t'u-qaji é-de ba-sa sén-šhi-nud

徴収 聯付動 勿 要 三命. 這復, 又, 先生 複

徴発して するな→ 取るように. これら 又 先生達は

(18) bi-čig-t'en g-e-žu jo-su eu-ge-ué eué-les bu eué-led-t'u-

有令旨的複 以為 聯付動, 体例 無 未分 事複(賓) 勿 做三命.

令旨を持つ者達と言って体例が無いところの事々をするな→ 行うように.

(19) -geé eué-le-du-e-su eu-lu u a-ju-qun mud

做 条付動, 不 麼 怕 未分複 那複?

行えば でないか→ 恐れる それらを.

(20) bi-č'ig ma-nu qu-lu-qa-[na žil] qa-bu-run t'e-ri-

令旨 一複物小. 鼠児 年 春 属 首

令旨 ←我が. 鼠 年 春 の 頭

(21) --un za-ra-jin qo-rin žir-

属 月 属 二十

の 月 の 二十

(22) -qo-a-na giŋ-čéw-fu-da

六 属 京 兆 府 属

六日に 京兆府 に

(23) bu-gué-dur bi-č'i-beé

在 現分 属 写 過

居るときに 書いた.

付録：原碑の漢字⁽⁶⁾

長生天氣力裏，皇帝福蔭裏，皇子安西王令旨

道与管軍官人每并軍人每，州城・県鎮達魯花赤・官人每，来往行踏の使臣每，遍行省□令旨：

成吉思皇帝，匡罕皇帝聖旨裏：“和尚・也里克温・先生・達失蛮，地稅・商稅，不揀甚麼差發休着者，告天祈福者”那般道來。如今照依着在先前聖旨体例，地稅・商稅，不揀甚麼差發休着者，告天祈福者，那般；這平陽府有的堯廟・后土廟・禹王廟裏住的姜真人替頭裏，董真人交先生每根底為頭兒祈福者，那般，收執行踏の令旨与也。這の每宮觀・房舍裏，使臣每休安下者；鋪馬・祇応休業者；田産・物業休奪要者。

這先生每休倚做没体例勾当者。没体例行呵，他每不怕那甚麼？

令旨俺的。

鼠兒年正月二十六日，京兆府住時分写來。

パスパ字碑文詮釈

第1行

1. [moŋ-k'a]，長生，とこしえ。

この単語の表記形式は異常である：母音 [o, a] は，それが後舌母音語（「男性詞」）であることを示しているが，語中には前舌母音語（「女性詞」）にしか用いない音素 [k'] がある。これはモンゴル語の調和原則を乱してしまっている。

[moŋk'a] は，ウィグル式モンゴル文字では [mwŋkk'] と書き，元人の漢字による表音表記では「蒙哥」（固有名詞，元の憲宗）と書く。即ち [muŋ-ko] である。プラノ・デ・カルピニは Mengu とし，ジュヴァイニーは MNKW (Mengü)

(6) 原碑上の漢訳文は，当時の訳官が慣用したいわゆる「元代白話」を用いて書かれたものであり，アルタイ語系の構文と当時の漢語口語の単語を用いて機械的に原文を直訳している。なお，碑中には原文を甚だしく歪曲している部分が一箇所ある（第7行，第10行及び第7行の注釈を見られたい）。しかし，パスパ字の原文は全く違って，逆に滑らかな文章の雅語公文である。

とするが、これは⁽⁷⁾チュルク式の発音である。これらの材料から、[moŋ-k'a] は13世紀モンゴル語にあってはきつと前舌母音語であったと断言できる。但し、パスパ字の碑文中ではみな通常[o, a]二個の後舌母音を用いて表音表記を行っている。

ポツベはこの現象を解釈した際、多くの人の意見を引用して、以下の結論を導き出した。

「moŋ-k'a という語は表記規則に対する一種の違反を表している」と指摘できる。母音oがあれば、あたかもこれが後舌母音語であることを証明しているかのようにはあるが、しかし、前舌母音語中にしか見られないk'が、この一点を否定しているのである。W. コトヴィッツがこの語は書き誤ったものだとするのは、絶対に正しい(『イルカン書簡』p. 20)。ここで、我々は根深く習慣化した誤字と取り組もう。その内、比較してみると少しばかりましに書かれたものが居庸関石刻(moŋk'e)に見られる。結局、ポズドネーエフが正しく、彼はアルゲンの書簡上のこの一語[mwnkk']を引用した後、『このö音素の女性性は音素xの女性的性格によってのみ決定される』(『モンゴル文学史講義』p. 99)と指摘している。事実上、第二音節上にはk'があり、つまり、第一音節上の母音をöと読ませ、oと読ませないのである。そうして、表記上の不規則性は依然として変わらなかったのである。⁽⁸⁾

紙幅以外、ポツベ博士は前人の成果の上に何も新しいものを加えてはいない。

前舌母音語であるのに却って[moŋ-k'a]と書かれること、これは二種の可能な原因によるに他ならない。或いは一種の現在推測不能な中古方言によって書かれたのかも知れず、或いはチベット僧がウィグル式モンゴル文字[mwnkk']を誤読したことによるのかも知れない。前者はほとんどあり得ないであろう。パスパ字文献の語彙から見れば、パスパ字の描写するモンゴル語は古モンゴル部

(7) Juvaini, *The History of the World-Conqueror*, translated by J. A. Boyle. Manchester University Press, 1958, p.4.

(8) 『パスパ字』p. 97.

の方言、即ちディルレギン—ニルン方言にはほかならない。こう見てくると、チベット僧の誤読誤記によるという解釈だけが可能となる。

ウイグル式モンゴル文字 [mwɨnkʰ] は前舌母音語であり、[kʰ] の音節が存在することによって、[w] の後側の [y] を省略している（現代モンゴル文には [y] があり、[mwɨnkʰ] とする）。類似の現象はウイグル式モンゴル文の中によく見られる。チベット僧が新たに制定されたパスパ字を用いてウイグル式モンゴル文字を転写する時、機械的に [mwɨnkʰ] のこの種の表記形式を援用したことは想像できる。[kʰ] はモンゴル文中においては一律に前舌母音音節であり、ただ仏典でチベット語・サンスクリット語を表音表記するときのみ例外がある。この一点も我々が解釈する際に手助けとなる。チベット僧は決してモンゴル語の調和原則をよく理解していたわけではなかったのである。

もし、さらに研究を進めれば、我々はまた以下のように推測できるだろう：ロドゥー・ギェルツェン (Blo gros rgyal mtshan, 慧幢、即ち帝師パスパ) 等がチベット文字を用いて新字を案出した時、一方では当然、直接に口語を記録したが、しかし、他方ではかなりの程度においてウイグル式モンゴル文字を転写した。チベット人である彼らはウイグル人の様に自然に母音調和の原則に熟達するというわけにはいかず、しばしば前舌母音と後舌母音とを混同し、ひどいときには [u] 字の使用に当たって、チベット僧は母音の前舌・後舌の序列を全く考慮していない。

2. [dɛŋ-ri], 天.

「永久なる天」は、古モンゴル人の心中において宇宙最高の主宰者であり、自然崇拜の産物である。それとキリスト教の「神」・イスラム教の「アッラー」及び道教の「玉帝」等の人格神とは全く異なったものである。

ポッペは [dɛŋ-ri] をロシア語訳して тенгри とする。彼は、13世紀のモンゴル人の間には既にキリスト教が広く伝播していたことによって、グユク・カンの時にキリスト教宣教師はモンゴル帝国全土で特権的地位を得ていたと考えている。よって、「シャーマニズムが神格化するところの天の概念を [dɛŋ-ri] という

語に加えることにはいかなる根拠も存在せず、その逆に、明らかにそれは「神」^{ゴッド}と訳すべきなのである⁽⁹⁾と説くのである。この種の論法は以下の問題に全く答えることが出来ないだろう：[dén-ri]がエホバ或いはアッラーであることを証明できるか否か。結局、当時のモンゴル人はどのような人格神の内容を「永久なる天」に賦与したのか。「長生天氣力裏」この言葉はモンゴル帝国で通用した紋切り型の文章であり、それは元々シャーマニズムの言葉なのである。⁽¹⁰⁾強引に言えば、この言葉はイスラム教に帰依したイル・カン宗王【フレグ・ウルスの君主のこと——訳者】の口から出たものであれば、アッラーを意味し、キリスト教ネストリウス派の信徒ソルコクタニ太后の口から出たものであれば、^{ゴッド}神を意味し、そして仏教徒である元の仁宗の口から出たものであれば、西方浄土の如来を意味するということになるが……恐らく誰も信じられないことであろう。

第3行

1. [·an-si-qaŋ] 安西王：

クビライの第三子マンガラは、至元九年(1272)、安西王に封ぜられ、長安に出鎮した。翌年秦王に加封され、至元十七年(1280)に薨去すると、子のアーナングが襲封した。安西府は旧京兆府であり、モンケ・カアンはかつて、1253年、京兆府をクビライに授けて分地とした。マンガラは秦蜀を分領した時、開成府を立てたが、「其の府、長安に在る者は安西と為し、六盤にある者は開成と為し、皆宮邸を為すを聴」⁽¹¹⁾された。マンガラは長安において勇武を輝かし、威勢を示し、傍若無人に振る舞い、「素湏の西に営み、毳殿中峙して、衛士環列し、車間に車を容れ、帳間に帳を容れ、包原絡野すること、周四十里……故老之れを望みて、眙目怵心し……以為えらく、有国而来、名王雄藩、是れ吾が君の子

(9) 『パスパ字』p. 95.

(10) 彭大雅『黑韃事略』「其常談必曰、托着長生天底氣力、皇帝的福蔭。彼所欲為之事、則曰、天教恁地。人所已為之事則曰、天識者。無一事不歸之天。自韃主至其民無不然」。『永久なる天』は民衆全体の信仰——シャーマニズムの自然崇拜の觀念——であったことが分かる。

(11) 『元史』卷108「諸王表」。

の若く威儀盛んなる者有る無し」とされた。⁽¹²⁾

ポッペの注釈の中には誤りが含まれている。

[·an-si-qaŋ] を [ŋan-si-qaŋ] と誤読している。

彼はまた「1273年、甘肅省の一部が彼(安西王——亦隣真注)の分地に併合された。マンガラは自分の府邸を開成(今の固原)に移転し、京兆府は僅かにモンゴル軍の管理拠点であるだけとなってしまった」と言う。この種の見解は史実に合していない。開成はマンガラの越夏の地でしかなかった。この一点において、開成と長安とは、正しく上都と大都と同じ関係にあった。姚燧は、マンガラは「歳は維れ関中。夏は則ち其の高寒を楽しみて、即ち六盤に居す」と言う。⁽¹⁴⁾『元史』においても「皇子安西王、秦蜀を分治し、遂に開成府を立て、仍お上都ならに視い、号して上路と為す⁽¹⁵⁾」と言われる。これらの記載は事態を非常に明確に述べている。

2. [eu-ge], 令旨。

原義は「言葉」という意味でしかない。モンゴル語中、[ʒar-liq] (聖旨)を除いて、「令旨」「懿旨」「法旨」等の名目に相当する専用の術語は全くなく、よって、碑文第五行の「令旨」はまた [bi-č'ig] (文書) とされている。

第3行～第4行

1. [ba-la-qa-dun šil-d-e-dun da-ru-qaŋ-da no-jad-da], 州城・県鎮の諸ダルガチ及び諸官長に下す: [ba-la-qa-dun] は [ba-la-qa-sun] の複数形である。[ba-la-qa-sun] は「城市」の意味で、ここでは州城を指す。

[šil-d-ed] は [šil-d-en] の複数形である。[šil-d-en] の意味は「村落」であり、ここでは県鎮を指す。現代モンゴル語においては、この単語は既に失われ、ただ『至元訳語』『華夷訳語』等の本が明代の訓みを留めているだけである。⁽¹⁶⁾

(12) 姚燧「延慶寺碑」(『国朝文類』卷22, また『牧庵集』卷10)。

(13) 『パスパ字』p. 101.

(14) 注12.

(15) 『元史』卷60「地理志」。

(16) 『至元訳語』地理門:「村曰信奥」。最後の一字は「奥」字である。通行の『東洋学叢編』石田幹之助校本は「奥」を改めて「奥」とするが、誤りである。『華夷訳語』(涵芬楼秘笈本):「村:『申迭延』」。

[da-ru-qas] は [da-ru-qa ~ da-ru-qa-č'i] の複数形であり、元代のダルガチを指し、時に「宣差」と漢訳される。これは一種の特殊な監督官員であり、路・府・州・県の長官以上の地位にあった：路総管府総管の上にはダルガチが居り、知府・州尹・県尹の上にもダルガチが居た。その他、元帥府・宣撫司・安撫司・招討司・万戸府においても、元帥・宣撫・安撫使・招討使・万戸の上にダルガチが皆置かれた。⁽¹⁷⁾

[no-jad] は [no-jan] の複数形である。[no-jan] は即ち那顔(官人)であり、ここでは州県の長官を指し、彼らはダルガチの監督の下で勤務する。

ポツペのロシア語訳と注釈は誤っている。彼は [da-ru-qas] が「城市と村鎮の長官 (начальники)」を指し、「多分 balaqadun, šild-edun の両語はただ daruqasda 一語に係り；nojan 一語の意味は一般的那顔を汎称するものであり、城市と村鎮の長官を専らに指すものでは決してないだろう」と考える。⁽¹⁸⁾ ここに二点誤りがある：第一は、彼は現代モンゴル語の dargha (< daruqa, 意味は「長官」・「主席」、ロシア語の начальник に等しい) を元代のダルガチと混同しており、ダルガチと一般の執行長官即ち尹令との区別が分かっていない。第二に、ここから出発して、ポツペは [no-jad] という語が一般的那顔の汎称であろうとしている。これは根も葉もない憶測である。[ba-la-qa-dun šil-d-e-dun] 二語は [da-ru-qas-da no-jad-da] 二語を同時に修飾しており、つまり州県のダルガチと長官を指しているのである。実はポズドネーエフが既に “даругам, начальникам городов” と正確にロシア語訳しており、⁽¹⁹⁾ ポツペはその中の道理を全く研究せずに、妄想して小細工を弄し、かえって拙劣になってしまったのである。

第5行

1. [bi-č'ig], 令旨。第三行詮釈2を見られたい。

第6行

1. [qan] [q-an], カン・カアン (皇帝)：

(17) 『元史』卷91「百官志」。

(18) 『パスバ字』pp. 105-106。

(19) 同書 p. 106。

[qan] と [q·an] はともにチュルク語であり、前者の原義は「父主」である。モンゴル・カン国以前、モンゴル草原では多くの部落貴族と酋長が [qan] と称した。[q·an] は即ち可汗・合罕、チュルク時代にあつては「君主」を指した。早くは5世紀、柔然人の中で「可汗」の称号が出現した。元代においては、[qan] と [q·an] はともに「皇帝」と訳されたが、実際には [q·an] は [qan] よりも高位にあつた。

ポツベは本碑の [q·an] がオゴデイであると敢えて断定せずに、かえってクビライを指すとした。⁽²⁰⁾ [q·an] は、原碑の漢訳文は「**匡罕皇帝**」としており、(「**匡罕**」はつまり、「**合罕**」)オゴデイを指すことが分かる。元代の金石文と文献資料には少なからぬ例証が有るが、ここでは一二を試みに挙げる：「……成吉思皇帝聖旨、合罕皇帝聖旨、蒙哥皇帝聖旨、今上皇帝聖旨……」⁽²¹⁾；「已前成吉思皇帝時……合罕皇帝聖旨裏也教這般行来、自貴由皇帝至今……」⁽²²⁾。排列から見て、合罕皇帝が元の太宗であることは疑いない。

2. [ba], また：

助辞。

ポツベは、これが接統詞であるとともに、パスパ字碑文の [ba] と現代モンゴル語の ba (「と」) が同義であるとする。⁽²³⁾ ポツベが古今のモンゴル語における ba の文法上の性質・語義がいずれも異なることをはっきり分かっていないことが知られる。現代モンゴル語において、ba は接統詞であり、「と」の意味に解する。しかし、13世紀においては、助辞であり、「また」「さらに」「でさえ」という意味があり、近代モンゴル語の chu ~ ch に等しい。例えば、aliba = alichu。旧来の ba は、大体14世紀後半からゆっくりと接統詞に変化していったのだが、しかし、マンガラの時にあつてはこの種の文法上の性質を全く有していなかった。

(20) 同書 p. 107.

(21) 「一二八〇年萊州万寿宮令旨碑」. 蔡美彪『元代白話碑集録』p. 27 参照.

(22) 『元典章』卷24 戸部10「種田納税」条.

(23) 『パスパ字』p. 145.

ついでに挙げると、『パスパ字』の中には現代語で古語を解したこの種の錯誤がまだある。例えば、[é-le] だが、ポッペは総括小詞(更に正確に言えば、代名詞である——亦隣真注)とする上に、近代モンゴル語の *ele* と同義だと考える。⁽²⁴⁾ 彼は又も間違えている。13世紀の [é-le] は強調小詞であり、現代モンゴル語では既に *le* に変化しており、文書用語の *ele* の語義とは遙かに異なる。こうした微妙な変化をポッペは全く理解していないのである。

3. [do-jid ér-k'e-ud sén-ši-nud daš-mad] 和尚・エルケウン・先生・ダシュマン：

[do-jid] は [do-jin] の複数形であり、意味は和尚・僧侶。この語はウイグル語からの借用語であり、恐らく漢語の「道人」に由来する。近代モンゴル語ではこの語は専ら貴族出身のラマを指した。

[ér-k'e-ud] は [ér-k'e-un] の複数形であり、キリスト教宣教師、特にネストリウス派の僧を指す。エルケウンという語は恐らくギリシア語に最初は由来する。元代のエルケウンに関しては、陳垣に「元也里可温考」(1917)があり、詳しく叙述が為されている。

[sén-šin] は即ち漢語の「先生」の二字を音写したものであり、道士を指し、13世紀の北方漢語の語彙から借用したものである。もしかすると、当時、多くの道士は医業と関わりがあったのかも知れない。

[daš-mad] は [daš-man] の複数形であり、イスラム教僧を指す。ダシュマンという語は、ペルシア語 DANŠMND (智者、学者) に由来する。

第7行

1. [c'aŋ t'am-qa-da-č'a bu-ši a-li-ba al-ba qub-č'i-ri eu-lu eu-žen], 「倉」・「タムガ」以外、如何なる差発・科斂も負担しない：

原文の意味は：地税・商税以外、如何なる賦役も負担しない。原碑の漢訳文は「地税・商税，不揀甚麼差發休着者」であり、原義から全く乖離している。『元典章』から見ると、チンギス・カンとオゴデイ・カンの時代には寺院の免

(24) 『パスパ字』 p. 150.

税範囲に地税と商税は含まれない規定が確実にあった：「中統五年(1264)正月中書省奏：已前成吉思皇帝時，不以是何諸色人等，但種田者依例出納地稅，外拋僧・道・也里可溫・答失蛮種田出納地稅，買賣出納商稅，其餘差役蠲免有來。在後，合罕皇帝聖旨裏也教這般行來」。⁽²⁵⁾漢訳文は間違っていることがわかるであろう。

[c'an] は漢字「倉」の音写であり、意味は官倉。[c'an] はモンゴル人の用語としては、『元朝秘史』に最も早く見える。⁽²⁶⁾『元朝秘史』では、それは漢語の「倉」と全く同じ意味である。元代漢語には、「倉糧」という語があるが⁽²⁷⁾、税糧(地税と丁税)と同義である。[c'an] という語には二種類の意味が含まれうることが想定できる：一は官倉を指す。我々が知っている古今のモンゴル語資料では、[c'an] (sang) という語は、原義から転義まで全て「倉庫」「財産を収蔵する場所」という意味であり、⁽²⁸⁾ 税糧と同義の sang を見たことが無い。よって、[c'an] は官倉だけを指すのであろう。[c'an t'amqadača bu-si ……] も倉・タムガが徴するもの以外のあらゆる賦税・徭役と理解することができる。もし、このようであるならば、「税糧」という語はモンゴル語中では、[c'a-nun al-ban] 或いは [c'a-nun al-ban qub-č'i-rin] となるはずである。二は、[c'an] が直接に転意して、「倉糧」「税糧」の同義語に成ったのかもしれない。ポツペは、つまり、このように解釈した。この種の解釈の弱点は、この他に [c'an] の直接転義を証明できる資料がないことである。

[t'am-qa] の原義は「印」であり、古チュルク語の一つである。早くは『闕特勤碑』に見える。⁽²⁹⁾ モンゴル・カン国【即ち大モンゴル国の出現】以前、開化の程度

(25) 『元典章』卷24 戸部卷10「種田納税」条。

(26) 『元朝秘史』(四部叢刊本) 統集卷2, 48a。

(27) 『元典章』卷24 戸部10「先生免遠倉糧」条。『元史』卷93「食貨志」税糧条参照。

(28) 例えば、noyanu sang (領主の家財を管理する機構)、sümeysin sang (寺院の財産を管理する機構)、nomun sang (図書館)、sang küü (財政。その語源はつまり漢字の「倉庫」である) 等。

(29) С. Е. Малов, *Памятники Древнетюркской Письменности. Тексты и Исследования*, М.-Л., 1951, pp. 33, 43.

が比較的高かったナイマン部落国家にあつては、既に印章を使用しており、「錢穀を出納す、人材を委任す、一切の事は皆之れを用い、以て信驗と為」した⁽³⁰⁾。当時、印章はモンゴル高原では財政上の用途があつた。現在、[t'amqa] (印) という語が、結局どのように三十分の一を徴収する商税の概念と繋がるのか、まだ解明されてはいない。イル・カン国とキプチャク・カン国では、[t'am-qa] は商税そのものを指した。しかし、マンガラの時代において、商税はモンゴル語では [t'am-qa-jin al-ban qub-č'i-rin] とされたのか、それとも、ただ [t'am-qa] とだけ称したのか。(ポツペは [t'am-qa] が商税だと考えているが)、今は明らかにする術がない。よって、本稿の傍訳は「探合」と仮に音訳している。

[al-ba qub-č'i-ri] は [al-ban qub-č'i-rin] 二語の特殊な対格である。モンゴル語では、[-n] が語尾の名詞は [-n] という語尾を落とした形式で対格と位格を表すことが出来る。この点は、ポツペも気が付き、彼はこの種の文法形式を「不定格」と呼んだ。しかし、ポツペは [al-ban qub-č'i-rin] という二語の原形が全く分からず、[al-ba] が主格であり、[qub-č'i-ri] の原形が [qub-č'ir] であると間違つて考えた⁽³¹⁾。これは誤りである。『華夷訳語』は、この二語の原形(主格)を我々に残している：「阿_鞏班_班」(差発)、「_中忽_赤赤_赤鄰_鄰」(科斂)⁽³²⁾。ポツペは、古モンゴル語の一つの常識——動詞の語幹に [rin ~ ri] を加えると名詞を構成するという普通的手段——に思い至らず、そのため語尾を破壊し、引き裂いてしまったのである。

[al-ban] は強制的な義務の意味である。⁽³³⁾『華夷訳語』『元朝秘史』の傍訳はとも

(30) 『元史』卷 124 「塔塔統阿伝」。

(31) 「パスバ字」pp. 108, 109 を見られたい。ついでに言えば、この [qub-č'i-ri] という特殊な格変化形態の語について、ペリオ・白鳥庫吉もポツペと同様の間違つた理解をしている；P. Pelliot, *Histoire Secrète des Mongols*, p. 46; 白鳥庫吉「音訳蒙文元朝秘史」卷 5, 12a, 14b を見られたい。

(32) 「勅僧亦隣真臧卜」(涵芬楼秘笈第四集『華夷訳語』下冊)。

(33) Б. Я. Урадиимилуофが言うには：「蒙古語の alban は、取る、奪ふの意味を持つ al- という語根から出たものである。面白いことは、蒙古語的分子を沢山に含んでゐるヤクート語では、alban という言葉は強請、ゆすりを意味する」(『蒙古社会制度史』日訳本、生活社、1941, p. 364)。

に「差発」としている。[qub-č'i-rin]の語幹は[qub-č'i-]（課税徴収，原義は水の中のものをすくい上げること）であり、『華夷訳語』『元朝秘史』の傍訳は「科斂」とする。語意から解釈すると，[al-ban]はそれらの比較的固定した封建義務を指す方に比重があり，[qub-č'i-rin]は則ち随時割り当てられる雑課を指すことが多いということになる。しかし，[al-ban qub-č'i-rin]の異なる範囲をはっきりと区分することは大変難しく，むしろ，この二つの単語は一つのフレーズを構成し，広く一切の賦役を指しているのだと言った方がいい。

「差発」に関しては宋人彭大雅にこのような記述がある：

「其れ賦斂は之れを差発と謂う。馬に頼りては乳のみ，羊を須めては食らう。皆民戸畜牧の多寡を視て之れを征す。猶お漢法の上供のごとき也。置蘸の法は，則ち諸酋の頭項自ら差使の久近を定めるを聴す。漢民は工匠を除くの外，男女を以てせず，歳々城市に丁絲二十五両・牛羊絲五十両を課し，郷農は身絲百両。米は則ち耕稼の広狭を以てせず，歳々戸四石。漕運銀網は諸道合して歳々二万錠。旁蹊曲径して科敷する者，言うに勝う可からず」。⁽³⁴⁾

彭大雅の同時代人徐霆が又補充して言うには：

「韃主・偽后・太子・公主・親族自り而下，各々疆界有り。其の民戸は皆牛馬・車仗・人夫・羊肉・馬妳を出して，差発と為す。蓋し韃人草地を分管し，各々差発を出し，貴賤一人として免るを得る者有る無し。又一項有りて各々差発を出し，各地分の蘸中の需と為すこと，上下も亦一体也。此れ乃ち草地の差発也。漢地の差発の若きに至っては，毎戸毎丁銀を以て絲綿に折するの外，毎使臣経従すれば，軍馬・糧食・器械及び一切公上の用を調遣し，又逐時其の合に用うべきの数を計りて，民戸に科率す」。⁽³⁵⁾

『黒韃事略』では，「差発」という語に含まれないものはなく，広く一切の賦税・徭役を指しており，本碑の漢訳文の意味と同じい。『元史』卷93「食貨志」

(34) 『黒韃事略』（『王忠愍公遺書』第30冊）。

(35) 同上。

の「科差」は、ただ絲料・包銀二項を指すだけであり、これは1330年の『経世大典』⁽³⁶⁾の規定を載録したものであるが、本碑の言う「差発」と異なる。『元典章』には「……合該納官存留包銀并絲料・糧税等差発」の語がある。⁽³⁷⁾「差発」が『経世大典』の「科差」に比して内容が広汎であることが分かる。

ポツベが [al-ban qub-č'i-rin] について行った解釈は、前者は現物による貢賦であり、後者は則ち家畜から出される百分の一税と貨幣により納付する人頭税であるというものだった。⁽³⁸⁾ これらは皆信用するに足りない牽強附会の説である。

第11行

1. [piŋ-jaŋ-fu], 平陽府:

『元史』卷58「地理志」:「晋寧路_上:唐の晋州,金に平陽府と為り,元初平陽路と為る。大徳九年(1305)地震を以て晋寧路に改む。……司一・県六・府一・州九を領し,府は六県を領し,州は四十県を領す」。案ずるに,平陽府は即ち曹魏が置いた平陽郡であり,308年劉淵がここに遷都した。元魏は晋州を置き,隋は臨汾郡に改め,又再度平陽郡に改めた。明は平陽府の称に復し,山西に属せしめて,清もなおこれによった。治所は今の山西省臨汾県にあった。

第14行

1. [ba-ri-žu ja-bu-aji bi-č'ig], 所持保管している令旨:

[ba-ri-] は「持つ」という意味である。[ja-bu-] の意味は「行く」であり,転意して動作の持続状態を表す。[ba-ri-žu ja-bu-aji] は所持することの持続性を表し,そして形動詞の形態で令旨を修飾し,この令旨が寺院に帰して常に保管されていたことを示している。

ポツベはこのように簡単なモンゴル語一つに対しても,思いも寄らないロシア語訳をしてしまっている:「遵守すべき,そして遵行すべき令旨」。⁽³⁹⁾ 元々彼は

(36) 『経世大典序録』(『国朝文類』卷40)。

(37) 『元典章』卷25戸部10「包銀從実科放」条。

(38) 『バスバ字』p. 109。

(39) 同書 p. 110。

シャヴァンヌの漢訳文に対するフランス語訳を踏襲したのだった。シャヴァンヌの訳文は：“Cet édit princier est donné pour qu'ils le gardent et pour qu'ils s'y conforment” というものであり、つまり、「彼らに収蔵させ（「収蔵」は「遵守」とも訳せる——亦隣真注）遵行させるこの令旨を給付した」ということになる。これは紛れもなく碑面の漢文「収執行踏的令旨与也」という語の憶測じみた直訳であり、しかも碑面の漢文は、案ずるに、パスパ字文の逐字的直訳なのである。普通のモンゴル語が極まって、幾人かの手を経て、滄海変じて桑田と成るように見分けもつかなくされ、その最後の唾余が、つまり、ポツペ教授のロシア語訳であった。

第 16 行

1. [u-l·a ši·u-su], 鋪馬, 祇応：

[u-l·a] はチュルク語 ulagh と同源であり、元人は「鋪馬」と漢訳し、徴発された駅馬を指し、広義には車輛・船舶等その他の交通手段にまで及ぶ。[ši·u-su ~ ši·u-sun] は、原義は「スープ」であるが、往来する使臣・官員をはじめ宝物を献納する商人、道中にある特権を有する僧侶に至るまでに、飲食物を供給することである。元人は「祇応」と漢訳し、時にまた「首思」と音訳される。1229 年以来、モンゴルの統治者は駅伝制度を創設した。元代においては、モンゴル地域の駅伝は通政院を特設して管轄せしめ、中原の駅は則ち兵部の職掌に帰し、特別に站戸（站赤）の戸籍を立てて、駅伝交通を維持した。站戸の人々は駅に定居させられ、耕地が四頃以下の者は租税を納めず、その土地から穫れるもので駅の馬匹と祇応とを供給し、彼らの田地は、站戸でない者に売ることが出来なかった。站戸は元代社会の内では侮蔑と虐待を嘗め尽くした特殊な農奴階層であり、往来の官員と使臣及び特権有る僧侶は、ややもすると站丁を殴打し、甚だしきは撲殺するに至った。止まるところを知らぬ収奪は、站戸をして財産を蕩尽せしめ、妻子を売らしめた。それらの往来の使臣と官員は、ただ駅において暴威を恣にしたのみならず、しばしば駅の外でも鋪馬を徴発し、

(40) 同上。

祇応を要求し、民戸に災いを及ぼした。碑文のこの一段は、つまり、彼らが寺院に対して鋪馬・祇応を要求することを禁止したものである。

[u-l·a]を徴発する制度は、モンゴル地域においては異なった形で清末民国初に至るまでずっと保存されてきた。そして、チベットにおいては、解放後やつと「烏拉」(< u-l·a)【Tib. 'u-lag】という差役が廃止された。

第 19 行

1. [eu-lu ·u a-ju-qun mud], これらの輩はどうして憚ることが無かるうか：

碑面の漢訳文は「他每不怕那甚麼」としており、殊に解釈に苦勞する。[mud]は[mun]（この、その）の複数主格であり、この文の主語であり、令旨を所持する道士達を指す。未来時制の形動詞[a-ju-qu]（恐れる）は主語に対応して、複数形を採っており、[-n]という語尾を加えている。否定小詞[eu-lu]（しない）の後、疑問小詞[-u]（～か？）を加えて否定の疑問文を表現しているが、これは古モンゴル語の特徴であり、現代モンゴル語には既にこの種の構造は失われてしまっている。

第 20 行

1. [qu-lu-qa-na ʒil], 鼠の年：

十二支の動物による紀年法は、チュルク人の地域からモンゴルに伝来したものである。[ʒil]（年）は即ちチュルク語のyil（年）である。古モンゴル語において、モンゴル系の語[hon]とチュルクから借用した[ʒil]は、ともに「年」を意味し、現代モンゴル語ではこの二語とも保存されている。

碑文の鼠兪年は1276年、つまり丙子、至元十三年である。マンガラは1272年（壬申）に安西王に封ぜられ、長安に出鎮し、1280年（庚辰）に薨去している。この時期には一回の子年（丙子）しかなく、それが1276年である。

第 21 行

1. [za-ra-jin], 月の：

[za-ra]：月、現代モンゴル語はsar(a)とし、第一子音の音価が異なっている。パスバ字碑文は、古モンゴル語に有声収斂音（摩擦音）[z]が有ったことを物語つ

ている。ウィグル式モンゴル文字と比較して、バスバ字の優れた点はその表音が精緻であることにある。ウィグル式モンゴル文字の s は「万能」だと言ってもよい：s'syn (宗教) は実際には [šacin] と読み、s'nk (倉) は実際には [c'ag] と読み、s'r (月) は [zara] と読み、synksy (曾子) は [chiŋ-zhi] と読む等々、一字で [s, š, c', c, ʒ, z] 等の多くの音素を表記することが出来、「精、清、従、心、邪、審」等の声母を包括している。

第 22 行

1. [giŋ-čéw-fu], 京兆府：

『元史』卷 60「地理志」：「奉元路_上：唐初は雍州為りて、後に関内道に改め、又京兆府に改め、又京城を以て西京と為し、又中京と曰い、又上都に改む。宋は陝西を分けて、(永興・)秦鳳・熙河・涇原・環慶・鄜延の六路と為す。金は陝西を併せて四路と為す。元の中統三年 (1262), 陝西四川行省を立てて、京兆を治とす。……(至元)十六年 (1279), 京兆を改めて安西路総管府と為し、二十三年 (1286), 四川に行省を置き、此の省を改めて陝西等処行中書省と為す。……皇慶元年 (1312), 安西を改めて奉元路と為す。……司一・県十一・州五を領し、州は十五県を領す」。明は西安府に改め、清は陝西省治とした。その治所は今の陝西省長安県にあった。

原載：「読 1276 年龍門禹王廟八思巴字令旨碑——兼評尼古拉・鮑培的訳注——」

『内蒙古大学学报 (社会科学)』1963 年 1 期, pp. 113-123.

再録：同題『蒙古史論文選集 4』(内蒙古大学学报叢刊) pp. 359-381.